

京都大学	博士（文学）	氏名	金羅榮
論文題目	近世大名家の儀礼研究		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は、近世大名社会で行われた「死」にまつわる儀礼、すなわち、葬送儀礼、追悼、遺品相続の実態と、そこから見える大名社会の交際のあり方について、佐賀藩鍋島家を素材として考察したものである。従来の同様の研究では、主として藩主の葬送が取り上げられてきたことに対し、本論文では藩主正室の葬送儀礼の実態を解明した点に特徴がある。論文全体は、研究史をまとめた上で課題を提示した序章、全体のまとめと今後の課題を示した終章のほか、全4章で構成されている。</p> <p>本論文が佐賀藩を分析対象に設定した理由の一つは、江戸幕府が成立して以降、殉死が禁止された寛文3年（1663）までに発生した殉死事例のなかで、殉死した家臣の人数が最も多かった藩であったことにあるという。家臣の追悼行為を検討するに際し、寛文3年の殉死禁止令は重要なターニングポイントになると考えられ、加えて佐賀藩は幕府より2年も早く殉死を禁止したので、殉死の禁止が同藩の家臣が行った追悼行為に与えた影響も大きかったことが想定される。理由の二つ目は、享保7年（1722）3月に幕府が年中行事・隠居および遺品献上の縮小を命じる法令を発令したことに注目し、享保7年前後に2人の藩主が亡くなっている佐賀藩は、遺品分配の変化を読みとることに適した事例と考えたことにあるとする。</p> <p>そして、現在の研究状況では、藩主正室をはじめとした藩主家の女性構成員の葬送儀礼についてはほとんど究明されていないことをふまえ、事例蓄積のレベルから考察する必要性を述べ、藩主正室の葬送儀礼について本論で取り上げている。近年の大名家の奥向に対する研究は、近世武家社会で奥向が果たした役割に対する関心が高まるなかで進展しつつある。儀礼的側面で将軍家・大名家の妻娘が政治的な役割を果たしたと論じられ、奥向が内部のルートを利用して表向の領域である藩政や幕藩関係に影響力を発揮した事例があったことが解明されている。このような藩主正室の政治的役割を重視する研究では、正室が有する両属性が注目されている。つまり、藩主正室は嫁入りした後にも婚家はむろん、実家の一員として扱われており、このような両属性こそ、政治的役割を果たすことのできる背景になったのである。論者は、こうした点をふまえ、その両属性が顕著に見出し得ると想定できる藩主正室の葬送儀礼の事例発掘、分析の必要性を強調する。</p> <p>第1章「近世藩主の葬礼と家臣の追悼規制—佐賀藩の事例を中心に—」は、佐賀藩四代藩主鍋島吉茂の葬送儀礼について検討したうえで、藩主の菩提を弔うために家臣が行った追悼行為と、追悼行為を行おうとする家臣に対する藩側の対応について考察したものである。佐賀藩では、幕府により殉死が禁止された後、他藩に比べて細分化</p>			

されたかたちで様々な追悼行為がみられたことを指摘している。そして、家臣が藩に提出した追悼行為願書を審査する際の三つの条件を提示した。第一は、藩主家の家政を担当していた御側役の役職を勤めた者であったこと、第二は、短期間の急速な昇進や俸禄加増、あるいは士分になるなどの身分上昇があったこと、第三は、長い期間仕えていたことであったとし、第一の条件が最も重要であったことを具体的事例にもとづき指摘する。さらに、家臣の追悼行為に関する願書の吟味は、外様役の最高責任者である請役家老を中心とする一部の親類と親類同格の人物が相談し、その可否を決めたが、ケースにより年寄を通じて新藩主と相談し、申請者に関する具体的な履歴などを勘案して許可を得て命令する流れで進められたことを明らかにしている。また、佐賀藩では、後期になると、家臣の追悼行為のなかでも出家のような重い行為を減らしていくことを藩側は志向していたとも指摘している。

第2章「遺品相続からみた近世大名社会」は、18世紀の佐賀藩藩主とその正室が亡くなった際に行われた遺品分配を検討したものである。広くは葬送儀礼の一環でありながら、臨時贈答儀礼ともいえる性格を持った遺品分配の実態から、近世大名社会における交際の様相の一端を解明している。藩主や正室の遺品は、親戚・姻戚関係の人物をはじめ一部の家臣にも配られ、100人を超える人々が遺品を受け取っていたという。一部の家臣には金銭か衣服類が配られたこともあるといい、19世紀の商人家における遺品分配と同様の様相が見られ、類似性も確認できるとする。18世紀初頭の事例からは、藩の周辺の人々（親戚・姻戚・家臣）だけではなく、将軍・将軍正室をはじめ主要な幕閣にも遺品を贈っており、それだけにととまらず、幕閣の子息や家臣にも遺品を贈っている様子が確かめられるといい、遺品献上という臨時贈答儀礼の機会を利用して幕府関係者との交際関係を広げようとしたとする。ところが徳川吉宗政権期になると、幕府は享保7年（1722）に遺品献上を禁止する。この措置以後の佐賀藩の遺品分配事例を分析すると、将軍家・幕閣への遺品献上は急減し、幕府から命じられた長崎警備役を務めるために緊密な関係を維持していた長崎奉行や、同じ警備役の福岡藩主、そして取次役などの限られた幕臣だけに遺品を贈っていたことが判明する。論者は、こうした変化が、幕府による禁止令と、悪化していた藩財政の影響から引き起こされたと推測している。また、藩主と正室の遺品目録から見える品目の特徴として、男性へ贈られる遺品は刀剣類や文具類、芸術品が多かった一方、女性へ贈られる遺品は文具類や芸術品、香道具・茶道具などが多かったことを指摘している。贈り先については、藩主の場合は幕臣や職務上関連のある他藩など表向きの人物が中心であるのに対し、正室の場合は遺品を贈る対象が奥向き交際や親戚・姻戚、一部家臣などに留まっていたという特徴があるという。加えて、遺品を相続する対象者により品物の位付があったといい、政治的関係や親疎関係、品物の希少性まで様々な条件が加味されつつ、徐々に固定化されて先例主義になっていくと展望する。

第3章「佐賀藩における藩主正室の葬送儀礼に関する基礎的検討―藩主正室の実家

との関係を中心に一」は、二代藩主光茂の正室虎姫と、七代藩主重茂の正室源姫の葬送儀礼について、正室の実家の動きに留意しつつ考察している。佐賀藩では、藩主はむろん藩主正室も、江戸で亡くなった場合は、火葬をした後に江戸と佐賀の両方の菩提寺で分骨するのが通例であった。しかし、藩主正室の死去は婚家の内部に留まる問題ではなく、遺体の処理などは佐賀藩の先例に従いながらも、①藩主正室の死により、藩主側はむろん、藩主正室の実家側の親類も服忌に掛けられていたこと、②親類の場合は屋敷や領内で慎むよう穏便が命じられていたこと、③藩主正室の葬礼に際し、実家側も重要な役割を担当したこと、などを考え合わせる必要があるとする。そして、藩主正室は、嫁いだ後も実家との関係が強く、婚家と実家に両属する性格を持つと結論づける。実家から付けられた家臣も同様で、実家である仙台藩の許可を得て佐賀への葬送行列に参加し、葬送儀礼が終わった後に実家に戻った事例を紹介する。なお、藩主正室の葬送儀礼に関する史料の残存形態について、正室の場合は婚家の人として扱われたため、実家にはあまり史料が残らないという特徴を補足的に指摘している。

第4章「藩主正室の葬送儀礼からみる大名家の交際—実家鍋島家と婚家宇和島伊達家の関係を中心に一」は、宇和島藩主伊達村侯の正室である護姫（佐賀藩鍋島家出身）の葬送儀礼の実態を検討する。葬礼が行われた過程を辿りながら、婚家の伊達家と護姫の実家鍋島家の交際の様相や葬礼における両家の役割分担などに着目している。護姫の葬送は、先代藩主正室の玉台院の事例に準じて行うことが基本とされたという。葬礼は同藩の江戸菩提寺で執り行い、国許の菩提寺には遺髪を納めることになった。ただ、遺髪搬送については、先例に従った葬送儀礼用の旅装ではなく、通常の旅装が用いられた点で、玉台院の先例と相違が生じたという。論者はその理由として、儀礼の形骸化という流れと、当該期に多発した自然災害の被害に起因する藩財政の問題があることを推測し、基本的に先例を踏襲しつつも、状況に応じて葬送儀礼の手順等は適宜変更されうるものであったと結論づける。葬送儀礼への婚家と実家の関わりについては、実家鍋島家が死去の知らせを受けて代香のために家臣を派遣したことや、伊達家の江戸菩提寺である東禅寺と鍋島家の江戸菩提寺である賢崇寺で護姫の菩提を弔う法事が営まれた際に、相互に香典と僧侶を送りあっていたことを指摘する。また、鍋島家では、嫁入りした姫の葬送は、婚家の先例にならうのが通例であったため、護姫の位牌は東禅寺と同派で佐賀にある泰長院に納められ、中陰法事を含め追善供養も泰長院主導で執り行ったことも指摘している。

終章では、本論の内容を整理した上で、今後の課題について述べている。藩主正室の場合、正室実家の家格により儀礼の扱いが大きく異なるので、研究対象を拡げる必要があることや、儀礼を論じる際に浮かび上がる先例の問題、また、国許と江戸菩提寺の関係性の問題などを、今後の課題として提示して結んでいる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、近世大名家における葬送・追悼・遺品贈呈といった儀礼・行為について、佐賀藩鍋島家を対象にその実態を解明し、そこから近世大名社会の特質について考察を加えたものである。全体は本論4章から構成され、その前後に研究史を整理して課題を述べた序章と、総括と展望を示した終章が配されている。

日本近世史の分野では、特に1990年代以降、社会における儀礼的行為の位置づけに関する研究が大きく進展している。17世紀から19世紀にかけて戦乱がない時代が継続する中で、武力・武威に拠らない社会秩序維持の装置として、儀礼的行為が社会の中で重要な位置を占めるようになった。こうした中で、人の「死」、特に為政者の「死」について、例えば江戸幕府によって整備されていった服忌令は、社会における身分の上下を目に見える形で明示しようとしたものとされる。また、為政者の「死」が鳴物停止令などによって社会に広範な影響を与えると共に体制維持の装置として機能していたことも指摘されている。

本論文は、こうした「死」をめぐる儀礼的行為が社会に与えた影響について、実態解明が不十分な近世大名家における葬送・追悼・遺品分配の事例を発掘し、近世大名社会の中で位置づけようとしたものである。方法論的には、藩主正室の葬送事例に着目した点が特筆される。藩主正室が、実家と嫁ぎ先という二つの大名家に両属する性格を有していたことが葬送儀礼の検討を通して明瞭に示された。これは、近世武家社会における家のあり方、交際関係、そこから派生するところの政治的諸関係を考える上で重要な指摘である。

第1章「日本近世藩主の葬礼と家臣の追悼規制—佐賀藩の事例を中心に—」は、藩主が死去したことに伴い、故人に仕えていた家臣たちがどのような追悼行為を行ったのかを具体的事例に則して分析した成果である。佐賀藩鍋島家における藩主追悼行為には、「出家」「法体」「落髪」「一刺(剃)落髪」「半髪」など、多様な形態があったことを指摘し、亡き藩主との関係性からどういった追悼行為が藩に許可されるのかを具体的に提示しており、近世武家社会の構造を、追悼行為とその規制から読み解いたものと評価できる。

第2章「遺品相続からみた近世大名社会」は、藩主および藩主正室の遺品について、どのような人々にどのような品が分配されるのかを具体的に考察したもので、時期による差異や男女の性別による差異を指摘した点が注目に値する。特に、分配された遺品について、分配相手によってその価値や品目を選択されていたという指摘は、遺品分配から近世武家社会の秩序や身分構造を読み解くことができることを示したもので、今後の研究に大きく資するものである。

第3章「佐賀藩における藩主正室の葬送儀礼に関する基礎的検討—藩主正室の実家との関係を中心に—」は、タイトルが示すように、従来着目されていなかった藩主正室の葬送儀礼の実態を、史料にもとづき解明した基礎的研究である。その際、正室が

実家と婚家に対する両属性を有していたことを前提に考察したことが方法論的特徴である。本章は、従来研究がなかった分野における事例蓄積という点においても価値があることはいうまでもない。加えて、提示した事例から大名社会の交際関係を照射することができることも示しており、大名社会における家と家の関係性を解明した成果でもある。

第4章「藩主正室の葬送儀礼からみる大名家の交際—実家鍋島家と婚家宇和島伊達家の関係を中心に—」は、第3章での分析をさらに押し進め、宇和島藩伊達家に鍋島家から嫁いだ護姫の葬送儀礼を素材として、葬礼が行われた過程を辿りながら、婚家と実家の交際の様相や葬礼における両家の役割分担などに着目したもので、方法論的な独自性が認められる成果である。ともすれば個別的な研究になりがちな近世大名研究において、全体像に迫る一つの回路を提示したものといえる。

以上、全4章にわたる考察を通して、これまでほとんどその実態が判明していなかった藩主正室の葬送儀礼について、複数大名家の史料を博搜して解読することにより、その実態を解明したのが本論文である。追悼行為や遺品分配といった葬送儀礼にかかわる事柄まで考察範囲を広げて、藩主葬送との相違点にも留意しながら藩主正室の死去に伴う大名社会の動きを解明するために提供された本論文中の事例は、近世武家社会の性格や秩序を考える上で、今後の研究に資する貴重な材料となる。もちろん、論者自身もその事例にもとづき考察を加えており、様々な成果を提示していることは各章ごとに前述した通りである。

このように、本論文はこれまで基礎的な事実確認のレベルにおいても研究が不十分であった近世大名家の葬送・追悼・遺品分配といった「死」をめぐる儀礼的行為を実証的に考察した貴重な論考である。中でも、藩主正室の葬送儀礼を史料にもとづき実証的に解明した点は、近年盛んになりつつある奥向き研究、つまり近世武家社会における女性の役割を解明しようとする研究にも大きく寄与するものである。ただし、本論文が提供した事例、特に藩主正室の葬送をめぐる諸事実について、それが当時の大名社会、武家社会の中でどういった位置にあるのかが十分に示されているとは言いがたく、研究の一般化・普遍化という点では、今後のさらなる事例蓄積を含めた考察が課題であり、なおいっそうの研鑽が期待されるところである。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、平成31年2月13日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。